

令和8・9年度 須恵町競争入札参加資格審査申請要領 【測量・建設コンサルタント等】

令和8・9年度 須恵町競争入札参加資格審査申請の募集を行います。令和8・9年度に須恵町が発注する競争入札への参加を希望される方は、本要領を熟読のうえ、間違いなどのないよう申請を行なってください。申請された時点で、本要領を熟読されたものと判断します。

受付期間	令和7年12月15日（月）から令和8年1月30日（金）
資格の有効期間	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで（令和8・9年度の2年間） （認定を受け、名簿に登録された方は競争入札について参加資格を有します。）
提出書類	「提出書類一覧表」中の該当する書類

1. 申請業務区分

業務区分の内容については、別表2の分類表を参考にしてください。

2. 登録対象

本町と取引を希望する業種を登録対象とします。ただし、登録希望業種に対し、許可、認可、登録などを要する場合は、証明書の提出が必要です。

3. 申請者の資格

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- （2）国税および地方税の滞納などがない者
- （3）暴力的組織などに関与していない者
- （4）経営状態が著しく不健全でない者
- （5）申請内容および添付書類に故意に虚偽の記載をしない者
- （6）営業に関し許可、認可、登録等を必要とする場合において、これを得ている者

4. 書類の提出方法

（1）提出書類作成方法

- ・提出書類は、すべてPDF（Excel・Word不可）で、システム内の「添付ファイル」に貼り付けてください。押印が必要な書類は、押印後にPDF化して添付してください。

（2）受付状況

受付が完了次第、受理完了メールが送信されますので、そのメールで確認してください。
（受付状況はホームページで公表されません。）

(3) 提出にあたっての注意

・提出前に再度書類の不備または不足がないか確認してください。申請受付後、添付書類などに不備があった場合は、再度提出を求めることがあります。また、次のような場合は、**申請を受け付けません**のでご注意ください。

- ①指定期間内（原則2週間以内）に、不足書類の提出がない場合。
※不受理等のメールによる通知または電話で連絡した日を始期とします。
- ②インターネット申請を行わず、添付書類が送付された場合。
- ③インターネット申請の予備登録だけしか行わない場合。（申請登録がない場合。）

※これまでの定期申請時に上記の内容に該当し、登録できなかった事業所の方もいましたので、操作マニュアル等含め必ず内容を確認してください。

電話等でお問い合わせされた場合でも、こちらからインターネット申請等を行なっているかの確認は行いません。

※受領書や審査結果通知用のはがきなどの返送は対応できませんので、送付しないでください。
送付されても返送しませんので、予めご了承ください。

提出書類一覧

番号	書類内容	備考
1	誓約書（町様式）	・押印したものを PDF 化してシステムに添付
2	使用印鑑届（町様式）	・押印したものを PDF 化してシステムに添付 ・印影が鮮明に見えるように作成すること。
3	委任状（町様式）	・本町との取引を代理人（支店長・営業所長など）に行わせる場合。 ただし、建築士事務所での登録を希望する場合は、委任先となる支店等においても許可を受けている必要がある。 ・押印したものを PDF 化してシステムに添付
4	測量等実績調書（町様式）	・直近 2 年間の登録希望業種のもの。 ・内容が具備されていれば任意様式可。
5	技術者経歴書（町様式）	・内容が具備されていれば任意様式可。
6	現況報告書	
7	財務諸表	
8	国、県の許可（登録）証明書	・コピー可 ・登録希望業種に対し、許可、認可、登録などを要する場合は、証明書の提出が必要。
9	商業登記簿謄本（法人） または身分証明書（個人）	・コピー可 ・身分証明書は本籍地で交付。
10	国税（法人税・消費税）に未納、滞納がない証明書	・コピー可
11	都道府県税（法人県民税・法人事業税） または県税に未納、滞納がない証明書	・コピー可 ・委任状を提出している場合は、委任先が所在する都道府県のもの。
12	市町村税（すべての税目）に未納、滞納がない証明書	・コピー可 ・委任状を提出している場合は、委任先が所在する市町村のもの。
13	須恵町税（すべての税目）に未納、滞納がない証明書	・コピー可 ・代表者が須恵町在住の場合のみ。 代表者分。

※「コピー可」としているものは、申請日直前3か月以内に発行されたものに限りです。ただし、国・県の許可証明書はこの限りではありません。

別表2 << 測量・建設コンサルタント等分類表 >>

登録を受けている事業区分	登 録 部 門
01.測量業者	測量一般
02.建築士事務所	建築一般
03.建設コンサルタント	03-1.河川、砂防及び海岸・海洋
	03-2.港湾及び空港
	03-3.電力土木
	03-4.道路
	03-5.鉄道
	03-6.上水道及び工業用水道
	03-7.下水道
	03-8.農業土木
	03-9.森林土木
	03-10.水産土木
	03-11.廃棄物
	03-12.造園
	03-13.都市計画及び地方計画
	03-14.地質
	03-15.土質及び基礎
	03-16.鋼構造物及びコンクリート
	03-17.トンネル
	03-18.施工計画、施工設備及び積算
	03-19.建設環境
	03-20.機械
	03-21.電気電子
04.地質調査業者	
05.補償コンサルタント	05-01.土地調査
	05-02.土地評価
	05-03.物件
	05-04.機械工作物
	05-05.営業補償・特殊補償
	05-06.事業損失
	05-07.補償関連
06.不動産鑑定業者	
07.土地家屋調査士	
08.司法書士	
09.計量証明事業者	
10.その他	

※「その他」とは、01～09以外の登録事業です。

提出書類の作成要領

測量等実績調書

1. **登録希望業種ごと**に作成してください。(登録を希望しない業種の測量等実績調書は必要ありません。)
2. **直前2年**の主な完成業務について記入してください。
3. 下請は、「注文者」欄に元請業者の商号または名称を記入し、「件名」欄に、下請件名を記入してください。
4. 「測量等対象の規模等」欄は、測量の面積・精度などや、設計の階数・構造・延べ面積などを記入してください。
5. 「契約金額」欄は、消費税および地方消費税**込み**の金額を記入してください。
6. 内容が具備されていれば任意様式を使用しても構いません。
7. **登録希望業種の実績がない場合は**、「**実績なし**」と記入した実績調書を提出してください。

技術者経歴書 (測量・建設コンサルタント等のみ)

1. **登録希望業種ごと**に作成してください。(登録を希望しない業種の技術者経歴書は必要ありません。)
2. 「氏名」欄は、営業所（本店または支店もしくは常時契約を締結する事務所）ごとにまとめて記入してください。
3. 「学校の種類」欄は、大学、高等専門学校などの別を記入してください。
4. 「法令による免許等」欄は、業務に関し法律または命令による免許または技術もしくは技能の認定を受けたものを記入してください。（例：〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士）
5. 「実務経歴」欄は、最近のものから記入してください。
測量・建設コンサルタント等で登録を希望する場合は、純粹に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種および地位を記入してください。
6. 内容が具備されていれば任意様式を使用しても構いません。

使用印鑑届

実際に本町との取引に使用する印鑑を届け出てください。（シャチハタ不可。）

委任状

本町との取引を代理人（支店長など）に行わせる場合に提出してください。

ただし、建築士事務所での登録を希望する場合は、委任先となる支店等においても許可を受けている必要がありますので、注意が必要です。

誓約書

法人の場合は、本社（店）の所在地、商号または名称、代表者氏名を記入押印（実印）してください。

■ 添付書類

現況報告書

建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査で登録を受けている場合、提出してください。

※電子による申請をされてある場合は、電子申請された際の控えを提出してください。

財務諸表

直前の営業年度 1 年分を提出してください。

- ・申請者が法人の場合 ⇒ 「貸借対照表」、「損益計算書」
- ・申請者が個人事業者の場合 ⇒ 「所得税青色申告**決算書**」（損益計算書・資産負債調書）
※ 所得税青色申告書ではありません。

国、都道府県の許可（登録）証明書

登録希望業種に対し、許可、認可、登録などを要する場合は、登録官署が発行する証明書の提出が必要です。

登記簿謄本・身分証明書

以下のものを提出してください。（申請日直前**3か月以内**に発行されたもの。コピー可）

- ・申請者が法人の場合 ⇒ 商業登記簿謄本（全部事項証明書または履歴事項証明書）
- ・申請者が個人事業者の場合 ⇒ 身分証明書（本籍地の市町村で発行）

税および地方税の未納・滞納がない証明書

申請者が法人の場合		
国 税	「法人税」、「消費税および地方消費税」について未納税額のない証明書（ <u>納税証明書その3の3</u> ）	
都道府県税	「法人県民税」、「法人事業税」について未納・滞納がない証明書または「県税」について未納・滞納がない証明書	委任状を提出する場合は、 <u>委任先が所在する都道府県のもの</u> 。
市町村税	全ての税金について（税目の指定がない）未納または滞納がない証明書	委任状を提出する場合は、 <u>委任先が所在する市町村のもの</u> 。

以下のものを提出してください。（申請日直前**3か月以内**に発行されたもの。コピー可）

申請者が個人事業者の場合	
国 税	「申告所得税」、「消費税及び地方消費税」未納税額がない証明書 (納税証明書その3の2)
都道府県税	「個人事業税」について未納・滞納がない証明書 または「県税」について未納・滞納がない証明書
市町村税	全ての税金について（税目の指定がない）未納または滞納がない証明書

代表者が須恵町在住の場合	
須恵町税	全ての税金について（税目の指定がない）未納または滞納がない証明書

申請内容の変更について

申請受付後、内容に変更が生じた場合は、すみやかにインターネットから変更の申請を行い、必要書類を添付してください。